

東京造形大学 特別任用教育職員及び非常勤教員の任期に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京造形大学（以下「本学」という。）の特別任用教育職員（以下「特任教員」という。）及び非常勤教員（以下、この規程において特任教員と非常勤教員をまとめていう場合は「非常勤教員等」という。）の任期に関して、必要な事項を定める。

(任期)

第2条 非常勤教員等との労働契約においては、「大学の教員等の任期に関する法律」（以下「任期法」という。）第5条第1項の規定による任期を定める。

2 前項の「任期」とは、任期法第2条第4号の規定に従い、非常勤教員等との労働契約において定められた期間であって、本学との間で引き続き労働契約が締結される場合を除き、当該期間の満了により退職することとなるものをいう。

3 非常勤教員等は、本学が定める次の各号の計画の全部又は一部に基づき、その職に就けるものとする。

- (1) 本学の教育運営計画
- (2) 本学の事業計画
- (3) 本学の予算計画

4 非常勤教員等の任期は、特任教員にあつては「東京造形大学 特別任用教育職員に関する規程」第3条第1項又は「東京造形大学 大学院特別任用教育職員に関する規程」第3条第1項に、非常勤教員にあつては「東京造形大学 非常勤教員に関する規程」第3条第1項又は「東京造形大学 大学院非常勤教員に関する規程」第3条第1項に、それぞれ定めるところによる。

(規程の公表)

第3条 この規程並びに第2条第4項の各規程は、インターネット等の利用により広く社会に公開する。

(所管)

第4条 この規程に関する事務は、経営企画課が所管する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、学長の意見を聴いて、理事長が行う。

附則

1 この規程は、令和2年3月31日から制定・施行する。

なお、本学では、この規程を制定する以前から、非常勤教員等については、第2条第3項の計画に基づき、第2条第4項の各規程の定めるところによって、任期法第5条第1項の規定による任期を定めて労働契約を締結していたものであり、この規程の制定に

よって、それらが創始、創設されたものでないことを、ここに付記する。